

【専修学校専門課程用】修了・単位修得等証明書

1～3の全項目についてご記入をお願いいたします。なお、「2. 修得単位」は修得済み単位と単位数がわかる貴校様式の証明書の貼付も可能となります。証明権者印(学校長職印など)を本様式にまたがる形で割印をしてください。  
**貼付する証明書に「1. 学生情報」「3. 証明権者」の内容が含まれている場合にも、原則記入・押印が必要です。**  
 網掛されている項目は、特に記入漏れや貼付する証明書との相違がないようご確認をお願いいたします。  
 様式に不備があった場合、再提出をお願いすることもございますので、予めご了承ください。

<b>1. 学生情報</b>	
ふりがな	
氏名	生年月日 西暦 年 月 日生
出身学校 (在学時名称)	学校 専門課程 科 □通信制
専修学校 専門課程 設置認可	西暦 年 月 日 ※ 学校創立年月ではありません。 上記学科の専門課程としての認可年月を必ず記入してください。(未記入不可)
入学年月日	西暦 年 月 日 修了年月日 年 月 日 □修了 □修了見込み
休学期間	□休学期間なし □休学期間あり 西暦 年 月 日 ～ 年 月 日
出身課程について	<p>◆上記学生の出身課程について、該当する方の□にレ点をご記入ください。(必ずどちらかにご記入願います)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の者は、平成6年6月21日文部省告示第84号の規定により、専門士又は高度専門士と称することができる専修学校の専門課程を修了又は修了見込みの者である。 (文部省告示(1994(平成6)年6月)前の修了者は該当しません。)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の者は、専門士又は高度専門士と称することはできないが、                  ・修業年限が2年以上でかつ、                  ・全課程の修了に必要な総授業時数が1,700単位時間以上(※)である専修学校専門課程を修了または修了見込みの者である。                  ※単位制及び通信制の学科においては、総単位数が62単位以上</p>

証明書に記載された単位数に基づいて認定を行いますので、必ず単位数による表記をお願いします。

(省略不可)  
割印

(貴校様式を貼付する場合の糊づけ部分) ※貼付のうえ証明権者印で割印してください。

◆通信制の場合は面接授業またはメディアを利用して行う授業の単位数(内数)をカッコ書きしてください。

授業科目	単位数	評価	授業科目	単位数	評価	授業科目	単位数	評価
一般教育関係科目			専門教育関係科目			専門教育関係科目		
	小計							小計
外国語関係科目						総計		
	小計							

<b>3. 証明権者</b>
放送大学 長 殿
上記の記載事項に誤りがないことを証明します。
発行日 学校所在地 学校名 学校長名 担当者TEL
公印 (省略不可)

様式の作成についてご不明点がある場合は、別紙「放送大学指定様式3～6の記入方法について」のよくあるご質問事例をご確認ください。請求者より別紙の提出がない場合は、恐れ入りますが、本学ウェブサイトよりご確認ください。

放送大学ウェブサイト > 右上 [ 入学案内 ] > 大学(教養学部教養学科) > 編入学・既修得単位の認定について

## 証明書発行ご担当者様へのお願い

本証明書は、専修学校専門課程を修了された方が、本学への編入学を志願するにあたって編入学の資格要件を確認するための書類です。  
次の留意点をご一読のうえ、発行くださいますようよろしくお願いいたします。  
学校設置者・設置認可者へのご確認のうえ、ご不明な点がございましたら本学入学受付担当までご照会ください。

### ◆ 発行の条件

この証明書は、学校教育法第132条の規定に基づき大学に編入学することができる専修学校専門課程を修了（卒業）したことを証明する書類です。  
次の①及び②の両方を満たす方が対象となります。

① 高等学校卒業等、大学入学資格を有する方	
② 右のi又はiiのいずれかに該当する方	i 専門士又は高度専門士と称することが認められている。 ii ・修業年限が <b>2年以上</b> で、かつ、 ・全課程の修了に必要な総授業時数が <b>1,700時間以上</b> である専門課程を修了した方 （単位制及び通信制の学科においては、総単位数が <b>62単位以上</b> であること）

### ◆ 証明書発行にあたって

- ① 「一般教育関係科目」及び「専門教育科目」の欄には、大学におけるそれぞれの科目区分に相当する内容の授業科目についてご記入ください。
- ② 本学では、証明書に記載された単位数に基づいて既修得単位の認定を行いますので、必ず単位数による表記をお願いします。  
なお、授業時数により成績証明を行っている学校については、専修学校設置基準第19条の規定に基づき「講義・演習」、「実験・実習・実技」等の区分に従い、単位数に換算したうえで表記をお願いします。
- ③ 「授業科目」、「単位数」、「評定」が記載された証明書を貼付する場合は割印のうえ、各科目区分（一般、外国語、専門）がわかるように証明ください。

### 参考法令等

#### ◆ 専修学校設置基準【抄】

（昭和51年文部省令第2号）  
（授業時数の単位数への換算）

第18条（略）

第19条 専修学校の専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

#### ◆ 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程【抄】

（平成6年6月21日文部省告示第84号）  
（目的）

第1条 この規程は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士又は高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。

（専門士の称号）

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2に規定する専修学校の同法第82条の3第1項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。

- 一 修業年限が2年以上であること。
- 二 全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第4条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第2号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」という。）	単位制による学科であるもの	専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科（次条第2号の表において単に「通信制の学科」という。）
	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第2号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの		
要件	全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が62単位以上であること。	

三 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

四 次条の規定により認められた課程でないこと。

（高度専門士の称号）

第3条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	昼間学科又は夜間等学科	単位制による学科であるもの	通信制の学科
	単位制による学科であるもの以外のもの		
要件	全課程の修了に必要な総授業時数が3400単位時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が124単位以上であること。	

三 体系的に教育課程が編成されていること。

四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。